

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、見積書及び提案書の提出を求めます。なお、本事業にかかる契約の締結は、令和2年度補正予算（第7次）が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和3年2月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託

(2) 委託内容

詳細は、「世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託」指名型簡易見積合わせ説明書（以下、説明書という）を参照。説明書の交付等については、「4 手続き」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年8月31日まで（予定）

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。必要に応じて、資格審査のために関係機関へ照会を行う場合有り。

- (1) 世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の管理運営に高い意欲及び能力を有する法人。個人での応募は不可。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 都道府県民税、市町村民税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (8) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案限度額

623,722,000円(消費税を含む)

本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。
労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 事業目的を踏まえた運営方針
- (2) 世田谷区及び他自治体での類似事業の受託実績
- (3) 運営スタッフの採用に関する考え方
- (4) 見積金額

5 手続き

(1) 担当部署

世田谷保健所 住民接種担当部 接種体制整備担当課

担当：古川、坂内

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話03-5432-2579 FAX03-5432-3102

電子メールアドレス SEA03675@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所および方法

上記(1)にて令和3年2月24日(水)以降に窓口配布または区ホームページからダウンロード(3) 質問受付

質問方法：電子メールもしくはFAXにより質問すること。

受付期限：令和3年2月25日(木)午後5時まで必着

回答方法：令和3年2月26日(金)に電子メールにて、指名した全事業者に回答する。

(4) 提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法

期限：令和3年3月2日(火)まで必着

場所：上記(1)

方法：電子メールもしくは持参

持参の場合は、来庁前に電話にて日時を連絡すること。

(5) 選定方法

提案書及び見積書により総合的に審査、選定する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有(コロナワクチンの供給状況や接種状況等により、9月以降もワクチン接種を継続する場合)

本事業にかかる契約の締結は、令和2年度補正予算（第7次）が成立して予算の配当がなされることを条件とし、受託者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。

- (3) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結する。
- (4) 契約保証金：不要
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)の担当部署に同じ
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 事業開始までの期間は、業務の習得を行うこと。
- (12) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (13) 世田谷区公契約条例の規定を遵守すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和元年12月18日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円